

## 室町時代の興福寺領荘園について

熱 田 公

【要約】 荘園制は、我國中世の基本的土地制度であることは今更いまでもないが、土地制度としての荘園の研究は、案外なおざりにされている観があり、中世社会経済史研究の一つの弱点となつてゐる。ところで荘園制度は各領主によつて支配制度に種々な偏差を有しており、各領主の場合について個別的に考察する必要がある。本稿は、こうした反省の上に、室町時代の大和・興福寺領荘園を、その支配制度を中心にとりあげた。興福寺領荘園の多くは、典型的な均等名荘園として特色づけられてゐるのであるが、それがそのまま室町中期まで甚だ固定的に持続されたところに、室町期興福寺領荘園の特殊性がみられる。

### 一

戦後、日本封建制の成立過程を明らかにするといふ目的意識のもとに出発した日本中世史の研究は、「封建制の原初形態」としての「領主制」なるシェーマを設定することによつて、著しく前進をとげた。しかし今なお、封建的社会構成の始期をどこにおくかについてすら、学界の定説を得ない現状である。こうした段階にある中世史研究について、もとより種々の批判は存するにせよ、その一つの盲点

は、中世——平安中期より織豊期にいたる大約六百年の間の基本的土地制度である荘園制度について、その土地制度としての研究が、十分でないことをあげることができよう。もちろん、中世社会経済史資料の大半が荘園に関するものである以上、荘園制に関説しない何らの研究も存しないが、しかし概していえば、荘園史料よりして社会構造を論証するに急で、荘園制自体の追究は比較的怠られ、その結果史料の正確な理解をさまたげる傾向が存したといつてよい。最近、かかる傾向は反省され、渡辺澄夫氏の労作『畿内

『庄園の基礎構造』をはじめ、庄園制自体の追究をめざした業績が発表されつつあるが、そこで痛感されることは、庄園制的支配・土地制度は、各庄園領主によつて大きな偏差を以て現われていることであろう。それは、庄園制が、律令体制の解体の後、いわば私法的に展開した必然的結果であるが、かくては、すでに渡辺氏も指摘されているように、各庄園領主の場合についての深い実証研究が望まれるのである。以下、こうした研究史の反省の上に立つて、室町期の

の大和における興福寺領荘園について、特に比較的史料の豊富な大乘院門跡領の場合について考察を加えたいと思う。さて興福寺領荘園の土地制度としての特徴は、諸先学の研究<sup>①</sup>によつて、

(一) 平安中末期、摂関家の庇護のもとに急速強引に拡大し、その結果、複雑な成立過程をたどり、庄園は複雑な要素からなりたつていていること。

(二) 鎌倉初期以後、それら庄園の多くは、領主の積極的政策によつて、比較的均等規模の名田、いわゆる均等名に編成され、名以外の土地は、広義の間田とされ、ともに強力な領主の規制下におかれていること。

(三) そうした体制が、室町時代まで長期にわたつて維持され、さらに庄園支配は、在地領主の活発な動向にもかかわらず太閤検地まで持続されること。などが指摘されている。

大和における興福寺領荘園の成立期の様相は、延久二年(一〇七〇)の「興福寺領大和国雑役免坪付帳」(進宮帳)によつて伝えられるが、そこでは、不輸免田畠計約五〇二町に対し、その三・六倍にあたる一八五四町余の雑役免田畠が見られる。雑役免田畠は、さらにその三分一は神社仏寺諸司要劇田となつている。これらが、その後急速に荘園化するわけであるが、その結果興福寺領荘園といつても必ずしも一円ではなく他荘に入組み、また所当をめぐつて負所や諸種の給田・給分が割りこむなど、複雑な支配形態を生ずることとなる。そうした荘園の終末は、天正八年の明智光秀・滝川一益に対する指出に示される。<sup>②</sup>ここでは都合一八、二〇九石が指出されている。もとより、特に戦国期におけるその領有の具体的内容と性格は問題であるが、ともかく、延久以来五世紀、大和における興福寺領荘園の多くが中世末期にいたるまでもかくも維持され得たこと

を、この数字が端的に示しているのである。

こうした荘園の内部構造は、その多くが、一―二町歩程度の均等規模の名田、いわゆる均等名から構成されていることは、渡辺澄夫氏の精緻な労作『畿内庄園の基礎構造』によつて明らかにされた。氏の研究はもとより一興福寺領に局踏されたものではないが、視点を興福寺領荘園の研究に限定するとき、まことに劃期的な業績であるといえよう。氏によれば、それら均等名の成立は、従来説かれてきたごとき自然発生的過程によるものではなくて、荘園領主の意図のもとに創出されたものにはかならず、それは平安末―鎌倉初期、田堵から名主への在地構造の変動に対応して、荘園領主が従来の人間支配から人と土地との一体的支配をめざしたものである、とされる。そして興福寺領―ひいて畿内荘園はそうした強力な人間・土地支配こそが基礎構造をなす、とされ、荘園制に対する一方の理解、すなわち、清水三男氏に代表される、<sup>④</sup>荘園支配は在支配から全く遊離したものとす見解に対して、真向から対立する見解を表明されているのである。

均等名が、検注帳や坪付帳の記載の限りにおいて、荘園

領主の作為になることは、渡辺氏の労作によつて、もはや全く疑問の余地は存しない。そうした、荘園制のメカニズムの解明において、氏の労作は極めて高く評価されるべきであろう。しかし、そのことを通じて荘園領主の強力な農民と土地の支配―それが古代的であるか封建的であるかはしばらくおき―の貫徹と見なすには、且て筆者も蕪雜な妄言を呈したように、<sup>⑤</sup>なお疑問の余地が多いように思われる。氏の見解の前提となる田堵の理解をめぐつて多くの問題の存することは周知のところであるが、一方均等名体制が、鎌倉初期以来室町中期まで一貫して持続されたことが、氏の論旨には十分考慮されていないように思われる。その過程はいうまでもなく「領主制」の成長過程にかなならず、大和・興福寺領では、衆徒・国民がいわゆる大和武士として活発な動向を展開する。にもかかわらず均等名体制が持続されたとすれば、それは「領主制」の成長とどのような関係下に存続するのであろうか。あるいはまた「領主制」の構造は、どのように考えるべきであらうか。<sup>⑥</sup>そしてまた、氏の論旨が、かかる過程の考慮にも、十分たえうるものであろうか。

かくして、室町期大和興福寺領荘園の研究の問題点は、渡辺氏によつて提起された、均等名体制の存続如何が出发点となるのであるが、以下、氏の高説の驥尾に附して、氏の論旨では十分追究されていない室町時代における均等名の持続の状態を明らかにし、ついでそれが現実の在地構造とどのように関連するかを考え、さらに解体の状況について展望を加えたいと思う。それは、直接には、別稿<sup>⑥</sup>高野寺領の研究に引続いて筆者が試みている各荘園領主別の荘園制度研究の一端をなすのであるが、以上のような中世社会構造の研究及び興福寺領荘園の研究の上に、何ほどかでも問題点を加えうるとすれば、望外の幸いである。

① 著書についてのみあげれば、渡辺澄夫氏著『畿内荘園の基礎構造』をはじめとし、永島福太郎氏著『奈良文化の伝流』竹内理三氏著『寺領荘園の研究』等の中に論及されている。なお本稿において、史料を引用した荘園の通観等は、煩をさけて一切割愛した。その多くは、渡辺氏の著書で触れられているので、参照されたい。

② 「平安遺文」四六三九号所収。

③ 「春日神社文書」。

④ 清水三男氏著『日本中世の村落』。

⑤ 『ヒストリヤ』一七号所収拙稿書評。

⑥ 衆徒・国民の成長と荘園制の問題については、甚だ不十分ながら、拙稿「筒井順永とその時代」(日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基本構造』所収)において考察した。なお、石母田正氏著『中世的世界の形成』二一—二一五頁等参照。

⑦ 拙稿「室町時代の高野山領荘園について」(『ヒストリヤ』二四号)。

## 二

さて大和・興福寺領荘園の均等名体制は、大よそ平安末——鎌倉初期の交に確立されたものであつた。その体制を、興福寺領荘園の本来的体制とすれば、室町期において、それはどのように持続されているのであろうか。

大和興福寺領荘園における均等名体制の完成は、史料的には出雲荘の文治二(一一八六)年の場合を初見とするが、その後の過程は、同じく出雲荘の場合によつて典型的に示される(第一表)。ここでは、さらに延慶三(一一三〇)、文明三(一一四六九)、文明十二(一一四八〇)年等の史料が存するが、<sup>①</sup>文治二年の名体制が、その後三百年を経て、なお厳として維持されているのを知る。もちろん、厳密な意味においては文治二年の体制そのままに維持されているのではない。

第1表 出雲荘の名の変遷

文治2 (1186)		文和3 (1352)		文明5 (1473)	
久国名	丁反歩 1. 4. 0	久国	丁反歩 1. 4. 0	久国名	丁反歩 1. 2
助元名	1. 2. 270	助元	1. 2. 240	(1名) 田原本南	1. 3. 0
貞安名	1. 5. 0	貞安	1. 4. 240	(2名半) 中下司	4. 7. 180
国時名	1. 6. 30	国時	1. 5. 0	(1名半) 西下司	1. 8. 180
重国名	1. 5. 300	重国	1. 5	(3名) 森屋筒井	4. 2. 180
貞次名	1. 2. 0	貞次	1. 3	(1名) 満田名	1. 2. 0
国弥名	1. 4. 0	国弥	1. 4	(1名) 十市森本方	1. 2. 0
助安名	1. 2. 120	助安	1. 4	(1名半) 南	1. 6. 0
助国名	1. 3. 90	助国	1. 2. 240	(半名) 三郎二郎	8.000
貞元名	1. 3. 240	貞元	1. 3. 120		
貞国名	1. 3. 0	貞国	1. 4. 0		
国久名	1. 2. 340	国久	1. 2. 0		
重末名	1. 0. 180	国宗	1. 3. 0		
(13名のうち)					
国宗名	1. 2. 60				
今国名	2. 0. 0				
助賢名	1. 1. 90				
計	21. 5. 220	計	19. 2. 120	18丁3反5反切	
分米計	120石	分米計	120石3斗2升4合	146石8斗(8斗代)	

第一表に明らかかなように名田面積において漸減の傾向をたどり、その実数は文治二年には十三名と称しながら三名の余分があつたに對して、文和以後は十三名となつてゐる。一名一名主の体制は文和三年すでにくずれ、文明年間では半名を最低單位に離合集散が行なわれ、久国名(集名)以外では名主の実数は十二の名に對し八名主となつてゐる。さらにまた、文明度の西下司名一丁八反半について「此内二反ハ久国名、但一丁八反半外也」とされていて、各名の間に、下地の若干の出入が推定される。こうした傾向を有しながら、しかし例えば東寺領荘園に代表されるような、いわゆる本名体制の解体<sup>1)</sup>名の細分化とは全く異なつて、ここでは名の細分化は行なわれることなく、さらに名が純然たる田積に解消することもなく、推移してゐることが注目される。

いま一例として、若槻荘の場合をあげよう(第二表)。ここでは、徳治二年(一一三〇七)の土帳<sup>2)</sup>にみられる、例えば、

六段半 宗時 元中田名内

第2表 若槻荘の名の変遷

?	徳治2(1307)			寛正6(1465)			斗代		
	丁	反	歩	丁	反	歩	丁	反	歩
西垣内名	1. 8.		240	貞宗	2. 8.	120	吉岡左衛門尉	1. 1	斗 8. 4
西名	2. 3.		0	弘宗	2. 8.	8	番条戌亥殿	1. 1	8. 4
中田名	2. 0.		120	宗時	2. 7.	180	〃 次郎三郎	1. 5.	半 4. 9
大東名	2. 0.		120	西心	1. 4.	260	〃 三郎太郎	1. 2.	大 3. 5
島名	1. 8.		60	景宗	1. 2.	278	ヒエタ弥九郎	9. 8	反切半 17. 0
清六名	1. 6.		270	西蓮	1. 1.	326	若槻右近分	9. 4	反切 9. 0
大垣内名	1. 8.		0	宗清	1. 0.	240	〃	7. 2	反切 5. 5
南垣内名	1. 7.		90	末吉	1. 0.	60	吉岡太郎衛門	1. 0. 0	8. 3
牛飼田名	1. 8.		0	石王丸	9.	150	吉岡右近	9. 1	反切 9. 4
平群名	1. 9.		270	行弘	9.	140	吉岡トネ	2. 0	大 6. 7
池尻名	1. 7.		240	宗吉	9.	90	若槻八郎	1. 4. 4	反切 6. 8
庄屋垣内名	1. 6.		120	下司脇	9.	90	〃 衛門	2. 2. 8	反切 8. 7
集名	1. 5.		314	真清	9.	60			
公文名	7.		0	吉清	8.	300			
下司名	7.		0	五郎丸	8.	0			
				国宗	6.	240			
				安貞	5.	240			
				宗貞	5.	188			
				集名	1. 5.	314			
				公文名	7.	0			
				下司名	7.	0			
計	25. 4.		44	計	25. 4.	44	計	15丁 2反 300歩と 7反切半	

の「元」を旧名とすれば、その年代は残念ながら全く不明であるが、徳治二年において、旧名体制はくずれ、東寺領荘園に見られるような、名の分解が進んでいるようにみえる。しかし寛正六年(一四六五)には、そうした傾向は進展することなく、再び十二の、比較的均等な名が出現する<sup>⑥</sup>。この徳治二年の名請人の性格について、渡辺氏は無条件に「新名」とされるのみで、寛正のそれは全く言及されていないが、徳治のそれは、阿部猛氏によつて、すでに分析されている。徳治の名請人は旧一名のみを引継いだもの、従つて旧名の分解によるもの一〇、旧二名から引継いだもの五、旧三名から引継いだもの二、四名から引継いだもの一の割合であるが、「旧名が分割譲与されたのちの或る機会に、買得によつて兼併されたものであると考へる」とされている。が、阿部氏も断つておられるように、土帳

の分析をさらに進める直接史料は存しない。ここに登録される名請人が、何れも名主であることは、同土帳附屬坪付図に何れも「名」と現れることや、後年「三家院家抄」に貞宗・集名・五郎丸が「名」として記載されていることで明らかであるが、その旧名との系譜や、収納の実体等は何れも不明というほかない。史料存在のかかる状況であつてみれば、阿部氏の見解に対する積極的批判はさし控えておかねばなるまい。しかしここで問題なのは、土帳の示すところは、よし新名の成立であつたとしても、室町期に入つて、そうした傾向はさらに進展をみせることなく、いなその傾向は逆転してしまふことである。寛正のそれは、収納単位としての「名」であることは明白であるが、うち弥九郎名については、

此一名之田地<sup>(粉)</sup>粉失之間、名主弥九郎無徳分之由申入、名主職ヲ上申間、及数年直務了。百姓事沙汰人ニ仰合、毎年如此算用了……田地事同可有再興者也。

とされている。弥九郎名は、史料的には寛正六年以来寺家の直務とされ、一荘の分米一一六石余とは別に、それから二七石余が控除されて算用状が作られているのであるが、

それは弥九郎なる名主がいながら下地を紛失し(いうまでもなく支配が及ばなくなつた結果であろう)、その結果仮空の名として形式的に維持されているにすぎないのである。寛正六年の名体制が、本名体制と系譜的にとのようにつながるかは全く不明であるが、とまれ、名体制維持への領主の並々ならぬ努力がうかがわれるとすべきであらう。

出雲荘における本名体制の持続も、決して偶然の所産ではないことは、周知のような「三家院家抄」の次の言葉が端的に示している。

是者(文治二年の名注進状)本名主之名也。近来ハ作者之以名字為何名。太不可然。作者之名字ハ依時不定也。可用本名号事也。越前御領者、別以本名称名字也。

こうした領主による本名体制の維持は、直接には、すでに渡辺氏によつて明らかにされているように、公事負担の必要性から説明される。均等名の形成は、公事によつて規制されたものとするのは、渡辺氏の所論の眼目であるが、その限り、卓見として確認されねばならない。室町期においても、事態はその通りに維持されている。名の負担は、年貢・夫役を含めての公事及び反銭(米)に大別される。

うち年貢・反米銭は、すべて田積別に賦課される(もつとも  
厳密にはそうでないことは、第二表若槻荘寛正六年の場合、各名の  
斗代に著しい違いがみられることによつても示される)のに対し  
て、公事には、「名別」すなわち「名単位」の公事が存す  
る。ただしすべての公事が均等名ないし不均等名のみのも  
担ではなく、さらに名の存する莊園にあつても、田積別の  
公事の存することは後述する通りである。しかし均等名に  
はすべて「名別」の公事が存する。それらの公事は、純經  
濟的には地代の一部とすべきではあるが、土地生産とは一  
応分離された、名主の「名役」として、莊園領主からは考  
えられている<sup>⑧</sup>。たとえば、倉莊の公事について、次のよう  
な場合がみられる。

倉庄所出御炭用途以下諸公事物事、称炎旱百姓等不致其沙汰。  
以外次第也。於諸公事物者、為名役之間、不依炎旱等致其沙汰、  
事不限当庄也。無力一庄ニ可立榷旨仰了。<sup>⑨</sup>

倉莊は、右の炭用途以下多くの諸公事を負っているが、炭  
用途については、

一、二貫五十七文 炭花用途 名別二百<sup>⑩</sup>

とあるように、名別負担になつているものが多い。長祿二

年(一四五八)、炎旱を理由にその減免を要求したのに対し  
て示した寺家の見解が、すなわち右の史料であるが、ここ  
で明らかなのは、公事は「名役」であつて、炎旱など土  
地生産の状況とは無関係だということ、それは決して倉莊  
の特例ではない、ということである(但し、公事の損免の例  
は皆無ではない)<sup>⑪</sup>。かくして年貢・地子の生産物地代とは截  
然と区別された形で「名役」が考えられているのである。  
大乘院門跡領の公事が、各莊によつてどのように負担され  
ているかは、渡辺氏によつて「三家院家抄」を用いて表示  
されているので附加する必要は存しないが、かかる公事負  
担の体系こそ、支配制度における本名体制の分解を阻止す  
る最大の理由であつたといえよう。

以上、均等名体制が、室町中期にいたつてなお持続され  
ていることは、すでに渡辺氏によつて触れられていることこ  
ろであつた。ただし、こうした室町期の史料の多くを援  
用されながら、平安末——鎌倉初期におけるその形成過程  
を論証されたのに対して、それが、室町中期まで、明白な  
領主の意図のもとに持続されていることを、ここに確認す  
るわけである。もちろん本名体制の持続如何は、こうした、



いわば名の形態論のみではなく、領主との関係及び内部構造をたしかめることで確認されねばならないのであるが、それは後節にゆずり、ともかく均等名体制の持続という形態こそ、高野寺領(無名莊園)<sup>⑥</sup>や東寺領(新名体制)<sup>⑦</sup>とは峻別される、興福寺領莊園の特色であるといえよう。

だが、このことから、均等名の形成原理であるとされる人と土地との一元的な、強力な支配が、なおかつ現実に行きわたっていることを導き出すことができるであろうか。

- ① 渡辺氏前掲書第十四表より複製。
- ② 史料編纂所影写本。
- ③ 「大乘院寺社雜事記」寛正六年五月四日条。なお、ここに登場するのは、何れも現存人名であつて、名個々の名前ではないが、何れも「名主」であることは、「若槻庄隠田在之間、当名分可注進旨仰之」での注進であることによつて、明らかである(以下の引用において、「大乘院寺社雜事記」からの場合は、すべて書名を省略し、単に年・月・日のみとする。)
- ④ 阿部猛氏著『日本莊園成立史の研究』所収「畿内名主の家族と農業経営形態―大和国若槻庄の場合―」二六五頁。
- ⑤ 文明十五・十一・七条。
- ⑥ こうした莊園領主の考えにもかかわらず、一方地代としても考えられていることは、たとえば出雲荘と楊本荘の斗代の違いによつても、判明する。出雲荘の斗代は、六斗前後であるのに

比し、楊本荘は二斗代以下である(次節参照)。これに対し公事は、出雲荘は、全一六件であるのに対し、楊本荘は四四件以上を算える(「三箇院家抄」)。もつとも阿荘の公事負担を数量的に明確に比較することは不可能に近いが、大よその傾向として、首肯されるであろう。

- ⑦ 長禄二・十・十七条。
- ⑧ 「三箇院家抄」。
- ⑨ 例えば若槻庄日次瓜は、「名役」として、炎旱によつては損免はあり得ないとされるが(文明四・六・十四条)、必ずしもそうではなかつた(長禄二・六・廿九条)こと、狭竹荘で「諸公事」が「三分二免」とされていること(文明二・十二・十五条)、第五表に示す楊本荘の場合等があげられる。
- ⑩ 前掲『ヒストリヤ』所収拙稿参照。
- ⑪ 上島有氏稿「山城国上久世庄における百姓名の解体」(『史学雑誌』六七ノ一一)等参照。なお、上久世庄にあつても、旧名は公事、特に夫役勤仕の場合に、なお現実的意味を有したと推定されるが、旧名解体後の零細百姓名を「名主」として把握し、従つて新名体制と呼ぶにふさわしいことは、上島氏や宮川満氏(『太閤検地論』第一部)によつて明らかにされている通りである。

### 三

そこで考察すべきことの一つは、名田以外の間田や、負田、莊園の形態、あるいは貢租が、どのように推移したかである。以下各々について考察しよう。

## 一 間田のこゝろ

さて前節で述べた均等名田は、荘田の全部をおおうものではなく、若槻荘では総面積三八町七反余に比し名田島佃二九町五反余、出雲荘では同じく四三町四反余に比し名田島・佃二六町二反余であつたように、多くの名・佃以外の田島すなわち間田が存在した。この間田についても、渡辺氏の精緻な研究の存するところである。氏は、阿部猛・水上一久氏の研究のあとをうけて、間田の諸形態を分析されてのち、  
(一)間田は、基本的には古作の本田（本名田、本佃）に対して、以後の新開田に基づくもので、荘園領主の強力なる支配下におかれ、人給田等に便補された。  
(二)間田の耕作者は種々の階層を含みつつ、多くは間人・脇在家・門脇等と称せられる名主と下人との中間的階級である。

(三)原則的に公事のかからない年貢一色田で、一部の公事を負担する場合も、荘園領主的賦課ではない。

(四)間田は悪地から出発しつつ、次第に熟田化し、それに応じて間田百姓の成長もみられる。

と結論されている。精緻な実証から出発する氏の見解は、

何れも正鵠を射たものと考えられる。しかし、興福寺領荘園に限定する場合、その支配体制の中での間田の位置づけは必ずしも十分とはいえないし、またその特殊規定も十分ではない。氏は「間田及び間人の研究によつて、荘園制の基本構造である名田及び名主の性格把握が更に深化の度を加えるものといふべきであろう」とされつつ、氏の「名」の理解は、必ずしも間田との一体的理解の上に行なわれていないかに考えられ、ひいては間田の性格把握も不十分さをまぬがれないように思われる。ここでは、しかしさしあたり右の(一)(四)点に関連して、室町期の形態を考察しよう。

まず、下級僧侶・坊官・衆徒国民の給分田や諸供料などに配分され、領主直屬地として強力な規制下にある間田の性格は、室町中期においても、蔽として存在した。たとえば次の請文をあげよう。

妙徳院書状取進上候。此上ハ無買徳之沙汰糸分明候。向後又借物以下ニ不可入置候。可致直務沙汰之由、千万此所々内、自他方致知行子細被聞召候者、御給分悉以可被召上候（中略）

横田間田六反

高田間田八反

倉庄間田六反

新木間田三反

立野御油一斗三升

福智油一石

院入間田二反

以上

此分へ重坊（功み）一期之間可直務仕候。向後更以不可渡他方候。仍為後日請文如件。

寛正二年七月廿五日

順堯  
重増判

右は下北面一藤順堯が、その給分田を訓英（妙徳院か）に売却し「相違千細」によつて召放たれてのち、再び召還されて給田として与えられた際の請文である。<sup>④</sup> 右に明らかによろに、給田は、相違なき限り一期の間（跡目は相続されている例が多い）知行を許されるが、売却は許されず、そうした相違あれば召上げられる。また被給者の罪過等による身分喪失の場合も、早速に召放たれることは、在地領主たる衆徒・国民の場合も例外ではないことは、かつて示したところである。<sup>⑤</sup> こうして、間田の公領として強力な規制下にある性格は、室町期においても強固に存在するといつてよい。だが、間田において軽視することの出来ぬ問題の一つは、他ならぬ間田が給田とされることについてである。大乘院配下の下級僧侶や衆徒への給分の配分状態は、「三箇院家抄」一に示される。<sup>⑥</sup> そこには、例えば北門堂三十口供料の如き平等均分の原因はみられないにせよ、こうして配分さ

れる結果、給分得分をめぐつて、被給者相互の利害關係は複雑にからみあう筈である。得分をめぐる、学侶と六方、衆徒あるいは門跡等々の、俗界そのけの見苦しい争いは、今さらここに例示する迄もなく「大乘院寺社雜事記」をひもとけば、随所に現れるところである。大乘院門跡尋尊すら、前門跡安位寺経覚が多くの借物を残して堯じ、抵当としてその料所が没収されようとしたとき、<sup>⑦</sup> 次のように記している。

御入減上者、祈所共事へ取返申計也。一旦給人也。依何事予不存知借物等事可弁返哉。沙汰外事也。<sup>⑧</sup>

これはもちろん給田を給与する側の立場であり、また経覚に対する尋尊のにくしみが露骨に表明されているかも知れないが、料所をめぐる確執の最たるものとする事ができよう。給田とされることから、必然的に生起するこうした事情は、間田の地味向上・作人の身分向上等による名田化、渡辺氏のいわゆる間田の成長を、不可能にし、間田の固定的な維持となつて結果するのではなからうか。

そこで間田の維持状況を考察するならば、果して極めて固定化されて、維持されていることを知る。前節で述べた

第3表 若槻荘間田比較⑨

徳治2年			文正元年		
	丁	反歩		丁	反歩
(御米田)	24.	3. 164	(御米田)	18.	9. 120
預所田(佃)	4.	1. 0	預所田	4.	1. 180
中綱給*	7.	0 0	中綱給	8.	0
下司給(名)	1.	7. 0	下司田	2.	9. 120
公文給(名)	1.	7. 0	公文田	1.	6. 120
定使給	3.	0 0	定使田	3.	0
春日大社若田	1.	0. 0	春日大社若田	1.	7. 0
天満院田	1.	1. 0	祭田	1.	0 0
伝教院田	2.	7. 0	伝教院田	2.	0 0
極楽寺田	4.	大 0	極楽寺田	2.	6. 0
牛飼* 鹿島房* 如意* 釜社 右近免張公給 御房給 荒河成等	1. 3. 1. 1. 5. 5. 5.	半 半 半 半 0 0 76	牛飼田 鹿島田 如意房 神田 宮口山 聖田 料田 井田 盆掘 河荒田 例その他	3. 3. 1. 1. 4. 2. 1. 1. 5. 8. 6. 3.	0 0 半 0 反切 反切 0 0 半 120 反切 0 反切
計	38丁	7反240歩	計	37丁	6反と5反切

ように、名田が面積もそのままに（正しくは漸減の傾向をたどりつつ）維持されたとき、名田以外の田すなわち間田もまた旧来通りであることは、理の当然ではあるが、その内容について、若槻荘の徳治二年と文正元年、出雲荘の文治二年と文明初年の場合を比較すれば、第三表・四表の通りとなる。両表によれば、まず配分の細部にはかなり

第4表 出雲荘間田比較⑩

文治2年		文明初年	
	丁反歩		
(名田)	21. 5. 220	(名田)	18丁6反半)
預所田	2丁(内1丁佃)	給主佃	1丁
下司田	5反300歩	下司給	5反300歩
公文田	2反	公文給	1反
人給田	1丁	職事給	2反
職事田	2反	定使給	5反
浮田	4丁240歩	堂敷地	850歩
瓜生	2反	[瓜主	2反]
新佃	1丁	寺敷地	1反
田堵屋敷	850歩	撲揚講々師田[新佃]	1丁
寺堂敷地	1反	地下念仏田	1丁2反[2丁4反]
常荒	6反20歩	[同三昧田	1丁2反]
計	32丁2反80歩	善観房給[浮免]	1丁
方々知行間田	11丁2反280歩	三嶋給	1丁9反
		竹内方	1反
		有舜房[浮免]	6反[5反]
		順円房	2丁6反半
		[他に間田	2丁2反]
		(小計)	11丁1反250歩)
総計	43丁5反	総計	29丁8反70歩[32丁1反]

に違いがみられる。特に出雲荘では、文治二年に一町歩の人給田が、文明元年には五町八反半に増大し浮免田や新佃も給田とされるなど大きな変動がみられ、文治の「方々知行間田」一町余は、その後全く行方が知れず、出雲荘のいわ

ば表面積四三丁五反は、その後、ついにいかなる檢注帳でも埋められることはない。給田が大きく変動することは、前述したような間田の性格からすれば、当然であろう。しかし、こうした変動にもかかわらず、下司給・職事給・堂敷地などは全く変動をみせず、そして間田の名田化は全くみられない。莊園の構成において、間田は文治以来一貫して維持されているといわねばならないであろう。これに対して若槻莊では、年代的に接近しているせいでもあろうが、間田の配分も極めて酷似した形でなされていることが、注目される。若槻莊の場合、さらに坪付について檢すれば、例えば二条一里三〇坪は、

(徳治二年)	一段	貞宗	<small>元西垣内名</small>	四段	下司給
	二段	公文給		三段	定使給 <small>二反八郎年 一反平次年</small>
(文正三年)	四段下司田			二反公文田	
	三反定使田			一反御米田	

とあつて完全に符合する。こうした坪は全莊田畠三九坪中九坪に達し、他も極めて近似するといえる。もつとも各坪内での田畠の付は明らかでないが、南北朝内乱を中にはさんでの一世紀半の間、若槻莊間田は、ほとんど変動をみ

せることなく維持されているといえよう。

渡辺氏の指摘される間田の成長は、他地方では「間人名」の存在も知られているように、一般論としては正鶴を射ていることは疑ない。しかし興福寺領の場合においては、間田は固定化されて維持されていることこそが、注目すべき現象ではないかと考えるのである。

## 二 莊園の一円性について

次に、莊園の一円性の問題がある。従来、ややもすれば散在性を特質とすると説かれてきた畿内莊園も、事實は一円性を有し、莊園領主の意図もまたその点にあつたことは、渡辺氏の明快な所説の存するところであり、また上島有氏によつても力説されている<sup>⑩</sup>。

興福寺領にあつて、若槻莊や一乘院領池田莊のごとき、ほぼ完全に一円性を有し、しかも延久から鎌倉初期にかけて、その方向へ莊園の發展があつたことは、紛れもない事實である。しかし、たとえば次の楊本莊の場合は、いかに考えるべきであろうか。すなわち、大乘院根本所領の随一とされる楊本莊百一丁余は、周知のように城上郡十六条五・六・七・八里、十七条五・六・七・八里すべて凡そ四三

二町の間に、散在していた。東西二四丁、南北一八丁の四至の間に、わずかに四分一弱を占めていたにすぎず、この四分三強は、他領であり、また非重職の大市荘等であつたわけである。そうした結果、「堺混乱事」が、しばしば発生する。大市荘八丁六反は、城上郡七里十七条に楊本荘と入組んで存在するが、長禄三年諸公事物の無沙汰による点札・散田には、

田地事百姓等隠シ申間、上使ヲ下テ散田了。草川庄与楊本庄ノ間ニ大市ノ庄ハアル間、両庄ノ百姓ヲ召出テ、彼両庄ノ外ノ田地ニ神木ヲ下了。

⑧ とういう不便さであつたし、大市荘は、楊本荘の百姓から、また衆徒・国民から、しばしば楊本荘と同一視されている。楊本荘自体、その他領との入組からくる支配の煩雑化については、徴証を欠くが、「入組事ハ不限此兩庄、於当國・他國有其証事也」<sup>⑨</sup>とはいいながら、それがいかに莊園土地支配を煩雑化し弱体化するものであるかは、いまさら論証する必要もないことであろう。

もとより、楊本荘の例は、入組の極端な例をなすものであり、あるいはまた渡辺氏の言われるように、「如上の散

在形態は万策をつくした上の已むを得ぬ結果」<sup>⑩</sup>であつたかも知れない。しかしかかる結果が、鎌倉期以来改善されることなく墨守されていることを、無視することはできない。

楊本荘は文明十七年の毛見にさいし、土帳（建長四年の土帳か）<sup>⑪</sup>ならびに応永廿八年毛見帳・永享八年帳等が参照されているが、ここでは依然右の散在性のままに、確認されたとどまつている。

さらに「三箇院家抄」を検すれば次のような場合をあげることができる。

(A) 九条庄 十三町七反七十步 此外非重職九条庄四十三町九反七反切存在之(下略)

小林庄 三十七町五反七十二步 此内御領三町九反

(B) 村馳庄 三町三反 此外保田二丁

一、龍華院新田広瀬郡廿一条三里九坪一丁（中略）

一、龍華院新田之内城下郡東部十七条一里三坪一丁、十坪一

丁、十一坪一丁、合三丁

一、龍華院新田之内小泉庄二丁一反卅步ハ添下郡六条四里卅

二坪一反大九斗代

同五里七坪一反百廿步四斗五升代（中略）

合当庄之内三丁百廿步也（中略）

一、小泉庄預所分屋敷垣内七反

すなわち、Aは、一荘のうち一小部分のみを大乘院が支配しているにすぎない場合であり、Bは莊田自体が、郡を越えて広範囲に分布している場合である。延久から鎌倉初期にかけて、円田化への努力があつたことはまぎれもないが、その後それが何ら具体的成果をあげることなく、支配の上にも甚だしく不便な散在性が克服されなかつた事實は、どのように解すべきであらうか。

莊園の一円性の問題では、同時に貢租の一円性をとりあげなければならぬ。雑役免田から莊園への進化過程において、興福寺領莊園は莊内に多くの負所（田）をのこした。

負所とは、負田——竹内理三氏によつて明瞭に規定されるごとく、「莊負田とは一方に課役を勤め、他の一方へは雜物を貢納する。即ち一人の莊民が、二人の領主をもつ」田畠である——の系譜をひき、興福寺領莊園でありながら、他の領主に対しても若干の貢租を負担する田畠である。興福寺領莊園の形成にあつて、そこに給田や佃が募られ、従つて下地支配権は興福寺にあり、最も領主権の強力な田地となり、均等名形成の一つの鍵をしめたのが渡辺氏の意見である。

こうした負所もまた室町時代において、なお強固に維持されている。たとえば若槻莊では、要劇田の系譜をひいて正願院・右近・一品位・二階堂・勸学院・無主位の負所田があるが、徳治と文正の坪付を比較すれば、面積もそのまゝに維持されているのを確認することができる。これらの下地は、鎌倉時代すでに給田や名に分割されているわけであるが、「諸負所米ハ名田・給主田以下ニ懸之、別無之」<sup>(16)</sup>、

すなわち、名田・給主田以下の作人から二斗九升代の所當を徴収しているのである。若槻莊の負所については、渡辺氏が特に一節を設けて詳述しておられるので詳しくはそれに依らねたいが、氏の立場は、「下地の支配権は当然興福寺にあつたもので」「これらの部分こそ最も領主権の強力な田地であつた」として、その配名が均等名の形成に重大なポイントを占めたことを推測しておられる。<sup>(17)</sup>だが、それならば、何故に負所が名に解消することなく、室町期にも「負所」のまま維持されているかを問われねばならないであろう。右の若槻莊負所のうち、たとえば正願院負所は、領主を異にするとはいつても正願院は当時大乘院の配下にあり、従つて負所米も便宜立野松岡氏の給分とされ、一期の

のち当然正願院に返付されるべきのところ筒井順永に押領される、という事件をみているが、<sup>⑧</sup>しかしこのことは負所が、よし単なる貢租の分割にすぎなかつたとしても、依然特殊な支配下にあるものとして維持されていたことを示しているのである。とはいえ、室町時代の負所(田)が具体的にどのような支配制度下にあつたかを十分明らかにする史料も余裕も今は有さない。そしてその成立・由来によつて種々の形態が存したことは当然推測されるところであるが、その最右翼には、たとえば次のような事例を指摘しうる。

長谷川竹内申、小路庄之内二反田地事、負所米反別一斗三升、合二反分二斗六升也。竹内知行仕候処、作主六条方致無沙汰之間、敵蜜ニ致催促了。無力六条方捨作分テ退了。彼作分慈心蔵供衆故法輪院齋長法印<sup>為地主</sup>知行之処、又件負所米致無沙汰之間、法輪院ヲ取放テ竹内致知行了。仍云地主分云作分、悉以負所方ニ落取了。是捷法也云々。<sup>⑨</sup>

すなわち、小路庄内二反の負所につき、負所知行の国民長谷川竹内氏が、負所米未進の故を以て、作分地主分を回収した事件である。負所の知行が、具体的には反別一斗三升の得分権として現われているにかかわらず、「作分」「地主」

分を進止し得る権限、しいて言えば、領主的権限を有するの「捷法」であつた場合である。これに対して尋尊は、「三面僧坊敵重供田、以負所号可落取事大ニ不可有事也」と反駁する。しかし他方、「凡負所之地下ハ他領也」ともいわれているように、<sup>⑩</sup>先に述べた負田支配の系譜が、なお濃厚に維持されていることを知るのである。

負所が、その支配の複雑特殊性の故に室町期にまで維持された、とすることは、あるいはその複雑さ・特殊性を強調しすぎることになるかも知れないが、負所は、興福寺領莊園にあつて下地支配の一円に貫徹する土地ではなく、それが室町時代にも維持され、従つて負所の完全な名田化・莊田化がみられない事実<sup>⑪</sup>に注目しなければならない。

さらにまた、撰津猪名荘で典型化されている住人支配と下地支配の分離の問題もまた、室町時代において、なお激烈に争われる問題であつた。例えば山辺郡布留郷内上総莊十町余は、大乘院領であるが、住人は大略一乘院家の寄人となつて<sup>⑫</sup>いる。一乘院門跡は、ここから一乘院領を主張する。康正二年(一四〇〇)の大会反銭の賦課について、一乘院家の命をうけた寛貞從儀師が、大乘院方使節を追立てた



とき、大乘院方は、寛貞に報復しその在所を焼き払わんがため、配下の全衆徒・末寺を召集して、兩院家の全面衝突に発展しようとし、結局越智氏の仲介で収拾したものの、<sup>⑧</sup> 雑事記冒頭をにぎわす大事件に発展したのをはじめとして、その後しばしば衝突をくりかえしている。寄人と下地支配の問題も、なおアップ・ツウ・デイトな問題として、争われていることを知るのである。

一乘院家と大乘院家は、南北朝以来たもとを分つとはいえず、ともに興福寺を構成する二大門跡であり、いわばともに協力して莊園を維持すべき立場にあつた。それが、このように激烈な抗争をくりかえさねばならぬところに、莊園の一円支配の問題を解決する困難さが示唆されているともいえよう。ともあれかくて莊園の散在性・複合性・重層性もまた、旧来通りに固定化されたまま維持されているのである。

### 三 貢租について

次に、これらの土地制度のもとで徴収される貢租のうち、年貢について、考察しておきたい。まず、一・二の実例についてみよう。

楊本莊では、建長四年の田畑檢注帳によれば、斗代は次のようになつている。

	二斗代……………一町	
四色名田	一斗七升五合代……………三二町九反三四〇歩	
	一斗五升代……………九反	
	一斗代……………三町九反四十歩	
	本佃 一石一斗五升代……………二町	
四色佃	新所佃 一石五斗代……………一町一段小	
	堀河佃 一石五斗代……………一町	
	内作佃 一石四斗五升代……………一町四反	
	小佃 一石三斗一石五斗 三町三反 四十一石九斗一升	
計	一七八石五升	71石1斗
		65石4升

この斗代が、定斗代として決定された年代については明徴を欠くが、建長四年のそれは、名田の構成もそのままに「三箇院家抄」に書写され、ついで文明十七年には、数量的には右と全く同一に毛見され、右の通りの年貢収納が期待されている。すなわち右の斗代は、鎌倉——室町期を一貫して、実施されているのである。序でに、実際の年貢の納付がどのように行なわれ、従つて莊園の維持がどのように

行なわれていたかについては、損免の数量を示すことができる(五表)。なお若槻荘は、より長期にわたつて判明するので、六表に掲げる。もとより、定量から損免額を差引いた額は確実に納付されたとする確証はなく、また表示した年代以外にも、損免はあつたと思われる。しかし毎年の損免額は、農民側からの闘争なしには獲得されない事情を考慮する必要がある。たとえば康正三年の場合、八月廿八日、

第5表 楊本荘損免一覧

分米175石8升2合8勺	
康正 3	55石
文安 元	30
4	100
宝徳 2	51
長禄 2	100
3	45
寛正 6	22
応仁 2	半分(公事とも)
文明 4	半分(公事とも)
6	半分(公事とも)
14	18石
16	25
17	100
18	10
延徳 2	40
明応 2	3分ノ1

第6表 若槻荘損免一覧

本帳分米116石4斗3升	
康正 2	85石
長禄 2	82
元 2	93
寛正 3	28
4	26
元 2	25
文明 4	43
2	28
3	44
6	40
9	30
12	74余
13	34
14	39
15	41
16	52
17	52
18	約52
19	27
長享 2	23.5
3	32
延徳 2	76余
3	71
4	63
明 2	23
3	53
4	20
5	29

炎旱による損免申入れが行なわれ、不許可、九月二日・五日・六日・十六日・十一月九日と百姓・下司代より交渉が行なわれ、寺家側は、炎旱は下司が水を他に売却した結果で理由なし、として問題にしなかつたが、結局、十一月二十日にいたつて、下司過銭百貫、損免二〇石、「領状ナクハ：矢負百人、神人卅人分可付庄家」ときめられ、再度接衝の結果、下司過銭二五貫、損免五十五石で下司楊本氏は領状、しかし百姓は承知せず、「当年損免事、以五十五石下司落居申段不得其意候。於百姓者不可承引申」という状態であつた。この結果は明らかではないが、下司は過銭を納入している<sup>⑤</sup>。年々の損免額は第五、六表に明らかになように甚だしく浮動するが、それは年々の交渉に対する裁定の結果と思われ、楊本荘・若槻荘に対する支配権は、かくてなお相当に力強く寺家によつて行使されているといえよう。

次は出雲荘の場合であるが、ここでは、文治二年以来、一貫して名田・佃の年貢米は一二〇石である。これを斗代になおせば約六石前後で、佃のそれは楊本荘よりは低率であるに比し、名田のそれは楊本荘の約四倍に達し、著しく高率、というよりも楊本荘は率しく低率であること、従つ

て等しく大乘院重職領であつても年貢斗代に大きな開きのあることが注目される。出雲荘では一二〇石は名田・佃の定額であつて、名田面積の減少傾向にもかかわらず、この額面は変更されない。従つて斗代は微騰する筈であるが、<sup>⑤</sup>ここでは、斗代は史料の上ではほとんど問題となつていない。ただ例外は文明五年の「出雲庄土帳并名田字帳」であつて、後に掲げるように斗代は反別八斗とされ、従つて名田都合一八町三反五反切に対して分米合計は合一四六石八斗（十合升定）とあることである。しかしこの前後とも算用状・損免の交渉ともに、分米合計はすべて一二〇石となつてゐる。したがつて、あるいは年貢増徴の動きがあつたのかも知れぬが、全く実現をみることなく、文治以来の分米高が、墨守されているのである。

以上、間田・斗代及び莊園の一円性の問題について考察したが、それは要するに鎌倉以来本来的体制が一貫して、固定化されたままで維持されていることであつた。とすれば、均等名の維持もまた、こうした固定化の現われと考えられるのではなからうか。論証の順序はやや逆転するが、次に均等名の実体について考察を進めたい。

① 渡辺氏著『畿内莊園の基礎構造』補論「間田について」。

② 同上七六二頁。③ 寛正二・八・十三条。

④ 前掲拙稿「筒井順永とその時代」。

⑤ なお、念のため言添えておけば、給分は間田を知行田として与えられるのみではなくて、前掲重増請文には油料米が見られ、名田年貢の中から給米を与えられる場合もあり、下司職・名主職等の所職の場合もある。衆徒・國民のそれについては、前掲拙稿に例示した。

⑥ うち十一口は、番条荘で割り宛てられているが、例外を除いて一丁一反宛である。別稿において示した高野山領の場合と同じような「分田支配」が、この場合にも見られたことが、注目される（長祿三・八・十条）。

⑦ 経覚の料所中には、越田尻莊間田一丁五反、新木莊間田一丁八反が含まれている。これは、間田についてすでに常識化されている「下級僧侶の給田」とする理解とは矛盾するが、経覚は永享十年八月三日故あつて幕府より治罰せられてのち、前門主としての正式の待遇をうけていないので、例外とすべきである（文明五・九・五条）。

⑧ 文明五・九・十五条。

⑨ 史料は前掲徳治二年土帳及び文正元年百姓注進状（文正元年・閏二・廿七条）。なお、同表中、\*印は坪付園の附箋を以て附加したものであり、面積は重複するので、合計には加えていない。

⑩ 三箇院家抄による。なお文治二年の場合、三家院家抄記載の檢注帳と坪付には浮田に差異があり（渡辺氏前掲書九三頁）、文

明初年のそれは、内閣文庫蔵「出雲庄土帳」とかなり差異がみられる。特に土帳の巻末にある、田種別合計は、文治二年に酷似するが、これは坪付とは合致せず、文治のそれを筆字したものとと思われる。但し、給田等八町六反の支配内容は文明当時と思われるので、表中〔内に補った。このほか、応仁・文明頃の荘田田種別配分は、反銭賦課の場合の諸種史料や、「楊本庄以下諸庄年貢取納帳」（成發堂文庫三七）等に見られ、互に若干の異同があるが、一々照合はしなかつた。

- ⑪ 上島有氏「畿内荘園の一存在形態」〔『日本歴史』一一一号〕。  
 長禄三・四・廿六条。 ⑬ 文明五・三・十四条。  
 ⑭ 渡辺氏前掲書四四八頁。  
 ⑮ 内閣文庫蔵。但し建武元年の筆写のもの。  
 ⑯ 竹内理三氏著『寺領荘園の研究』一五三頁。  
 ⑰ 「三家院家抄」若槻庄条。  
 ⑱ 同氏前掲書第一編第四章第二節。  
 ⑲ 長禄四・閏九・廿四条。 ⑳ 寛正二・七・十一条。  
 ㉑ 文明二・五・十二条。  
 ㉒ 負田は、大和東大寺領にあつても大きな問題であるが、地主として負田役を買い取り、貢租負担の単純化をはかろうとする努力もあつたようである（『東大寺文書』京大影写本一ノ二四一―一五一、僧永盛負田買文書別状）。
- ㉓ 文明二・十・十条。 康正三・二月〜八月。  
 ㉔ 文明十七・九・廿条。  
 ㉕ 五・六表とも史料は何れも「大乘院寺社雜事記」。

第7表 出雲庄名別年貢・斗代表

	延 慶 2				文 和 3							
	面	積	年 貢	高 斗 代	面	積	年 貢	高 斗 代				
国時名	丁 反 歩	1. 4. 190	石 斗 升 合 勺	11. 1. 1. 8. 3	斗	7. 653	丁 反	1. 5	石 斗 升 合	11. 1. 1. 8	斗 代	7. 412
貞安名	1. 4.	0	10. 6. 8. 2	7. 630	1. 4大	10. 6. 8. 2	7. 530					
重国名	1. 3.	300	9. 4. 8. 8. 8	6. 859	1. 5	9. 4. 8. 8	6. 325					
貞元名	1. 2.	0	8. 2. 6. 6. 5	6. 889	1. 3小	7. 5. 1. 6	5. 637					
助元名	1. 2.	0	8. 2. 5. 9. 1	6. 883	1. 2大	8. 2. 5. 9	6. 520					
助安名	1. 2.	0	8. 0. 6. 3. 2	6. 719	1. 4	8. 0. 6. 0	5. 757					
国宗名	1. 1.	半	7. 8. 5. 4. 1	6. 830	1. 3	7. 8. 5. 0	6. 038					
久国名	1. 3.	0	7. 8. 2. 0. 6	6. 016	1. 4	7. 8. 2. 0	5. 590					
国弥名	1. 3.	0	7. 7. 7. 5. 6	5. 981	1. 4	7. 7. 7. 5	5. 556					
助国名	1. 1.	300	7. 4. 4. 2. 4	6. 290	1. 2大	7. 4. 4. 2	5. 875					
貞国名	1. 3.	0	7. 4. 0. 3. 3	5. 695	1. 4	7. 6. 0. 0	5. 428					
国久名	1. 1.	340	7. 0. 6. 0. 7	5. 912	1. 2	7. 0. 9. 1	5. 909					
貞以名	1. 1.	大	6. 7. 7. 0. 2	5. 803	1. 3	7. 6. 2. 1	5. 862					
佃	1. 0.	0	8. 0. 0. 0. 0	8. 0	1. 0	8. 0. 0. 0	8. 0					
廻 佃	5.	0	4. 0. 0. 0. 0	8. 0	0. 5	4. 0. 0. 0	8. 0					
計	17. 9.	110	120石4合8勺	6. 7	19. 2.小	120石3斗2升4合	6. 237					

②⑥ 「大乘院寺社雜事記」各日条。

②⑦ 公事負担に差異のあることについては、前節註⑥参照。

②⑧ 名別の年貢高及び平均斗代を、延慶二（一三〇九）文和三（一三五四）の場合について示せば、第七表の通りとなる。ここで、名毎に若干の差異があるが、若槻荘ほどではない（第二表）。この程度ならば、田品による差異とみてもよいであろう。なお、出雲荘では次節で述べるように名別一石五斗程度の「請料」が徴され、これは名主からすれば増斗代であるが、分米には加えられない。

#### 四

さて均等名の実態の追究にあつて、領主との関係と内部構造の問題についてとりあげたい。

まず領主との関係では、名主とは、年貢・公事・反銭等貢租の納付を条件とし、任（請）料銭を代償に、領主によつて補任され、従つて未進にさいしては召放たれる存在であること、反対給付として、得分を与えられる場合のあること等が注目される。名主職の補任状の例としては、「佐保田庄引付」①（一乗院領）の中に、

補任 佐保田庄名主職事

コンニヤクヤ

三郎五郎

右、以人補任彼職之状、如件。

永享三年二月十三日

預所寺主判

というのがある。大乘院領では、名主補任の門跡奉行奉書が出され、ついで補任される名主が請文を出す形式が一般的であつたようである。例えば、出雲荘辰巳名の場合、門跡奉書について次の請文が出されている。

請申 出雲庄辰巳名事

兵庫入道無沙汰緩意背請文之面之間、被召放彼名、愚身被仰付候。畏入候。於御米分者、地作一円拜領仕、就名之御公事物并

反銭等事、毎事如惣名可致其沙汰候。若緩意子細候者、雖何時可被召放候。就中付庄家、涯分如上意可致奉公候。仍請文如件。

文明三年癸卯九月十六日

森本 清且判

御奉行所

右は、衆徒十市氏の若党森本藤次郎が補任されたさいのものであるが、前下司兵庫入道が所当を緩意し、その跡に代つて補任されたものである。名主替の任料は出雲荘では五斗とされるが、他に名別一石五斗あるいは三斗、あるいはは一貫五百文の請料が、年々徴されたようである。名主の給分については、長屋荘において、十四名に負田二反宛を

「御給」されていたことをあげることができ<sup>④</sup>る。名主替に

任料を徴されるのは、もとより名主に限らず、当時の興福寺にあつて、莊園の下司職など各種所職からはじめ、三綱

・衆徒・末寺の寺主・法会祈禱の所職など、すべての所職にわたつて見られたところであり、任料は補任者の臨時所得とされたようである。かくて名主職もまさしくそうした

所職として補任され、請負われたのであつた。そうした場合たとえば越田尻莊において、御忌日米及び念仏日供につ

き百姓が計会によつて逐電した分を無沙汰したについて、

逐電百姓分事ハ無力、為名主可弁沙汰事也。無沙汰之百姓ハ其名カワ、不運也。為名主可入立、旨仰之。<sup>⑤</sup>

として名主の自己負担を要求されている。また佐田莊について、

佐田(莊)名主ニ為一乘院家被仰御用、令計会間不可進之由名主等申切了。然者名主ヲ可辭退之由御下知処、名主等申云、名主ニ任始補任新ヲ沙汰申入了。其補任新ヲ可返給候。其時名主ヲハ可辭退トテ、一向不随所役。以外之緩怠也。新名主ヲ被補

処、本名主所存ヲ令申間、無益ノ補任云々。<sup>⑥</sup>

と見える。こうして領主と名主の關係は貢租の請負關係で

あり、それ以上の何物でもない一応規定しうる。

次に、名の内部構造について、考察を加えたい。先述のように、旧名・均等名の形態が維持されている以上、その

内部構成は複雑化していることは当然予想されるところであるが、具体的史料として、次の例をあげることができる。

(A) 出雲莊の場合<sup>⑦</sup>

松田名分

ハナソノ 一反 サエモン五郎

ハシラ 一反 ヒコ六

キタウラ 二反ツチタ 松田サエモン五郎二人

ミヤウク 一反マメ 大田市トウ五郎

ヒロク 一反 ツチタ タウチャウ

(B) 一乘院領田村莊の場合<sup>⑧</sup>

左近太郎名

字シリヘ 右殿 百姓円明 四ノツネ 又七

四ノツネ 七反切十八歩 丹波 孫四郎 七反切十八歩 五郎衛門

ヨナシ 右反 与五郎 一反 助七

一ノ坪 半 孫次郎 同 半 与次郎

シテワ 式反 松若

(C)山城国菅井荘の場合<sup>⑧</sup>

一名 彦太郎  
 下品 福田カイト 彦太郎  
 半 福田カイト 本米一斗一升  
 下品 本米一斗一升 日道次郎  
 下品 築師堂西 (符) 本米一斗一升カ  
 半 二反キリタラス コマノ 吉田  
 下品 一反 本米二斗二升 庄林

(下略)

右のうち、Aは、寛正三年九月、西下司名・三嶋給田ともにも年貢未進によつて神木をたてられた際の注進状であつて、当時の現実の名請人を示すと考えられる。Bは、作製の事情・年代も未詳であり、Cは永享七年であるが、何れも現実の名請人を示すと考えられる。ここに明らかかなように、旧名の内部は、何れも田島一筆毎に名請人がきめられている。その状態を、菅井荘の場合についてさらに検討しよう。

「菅井田島惣都合」は、八名・七町五反余を記載するが、名(半名)別に田島面積を集計すれば、第八表の通りとなる。ここに明らかかなように、旧名は半名までに分解して、旧八名は、十二名の名主を算えるにいたつてい

第8表 菅井荘名別田島集計

		計
1	半名	13.反60歩
1	半名	9. 240
1	半名	9. 120
1	半名	8. 120
1	半名	7. 150
1	半名	5. 60
1	半名	5. 0
1	半名	4. 300
1	半名	3. 294
1	半名	3. 240
1	半名	3. 150
1	半名	2. 0
計		7. 5. 294

が、しかしそれらが田積に解消することなく、なお「半名」の称呼をのこしていることは、均等名の法則が、

依然貫いていることを示している。その内部は前掲Cのように名請されているのであるが、名主が、彦太郎のように自名の名請人として現れるほか、他名にも現れる(吉田の場合等)。しかし名請人の総数は七八名に達し、その名請田積別に集計した第九表が示すように、圧倒的に零細である。さらに名請の筆数についてみれば、七八名中五四名が一筆

第9表 菅井荘名田積別集計

面積	人数
7反以下	1
6 "	0
5 "	0
4 "	3
3 "	4
2 "	26
1 "	44
計	78

のみの名請にとどまり、以下二筆が十六名、三筆が四名、四筆が二名、七筆が一名、九筆が一名とな

る。九筆を名請しているのは地下源三であるが、彼の名請地合計六反七〇歩は、六郎名に半、吉田名に二反二七〇歩、左衛門五郎名に二四〇歩、衛門太郎名に二反と分散している、完全な散懸り形態を示しており、それは二筆以上の名請人に等しく共通する傾向である。

このようにして、菅井荘の名田地は、全く零細に分割して、名請されているのであるが、かかる傾向は、右に例示した出雲荘・田村荘にも推定して誤りなく、さらに均等名体制を維持するすべての興福寺領荘園について、妥当すると推定して大過なからう。

こうした名の実体は、従来、本名体制の経営についていわれてきた、家父長的奴隸制・家族共同体・族縁共同体等々の概念を以てしては、律しきれないことは明白であろう。名田の名請人は、例えば大宅寺荘末吉名の名主山村東が、文明四年年貢・公事を無沙汰し、注連をたてられたとき、古市乳母が免除を申し入れ、古市乳母は、「東ハ名主也、其下ニテ小百姓分敷」とされているように、領主からは、名主とは区別した「百姓」として考えられている。が百姓と名主との間には、下人や血縁分家等々の人身的系譜は、一

切設定することはできない。名の実体が、以上の通りであることとともに、名主が任料を支払つて補任され、年貢の追究にあえばたやすく辞退する、といった補任の側面からも、それは首肯されよう。一体に、興福寺領荘園の均等名が、平安末期、その発足の当初において、経営の実体と合致していたかどうかは十分に実証されていないのであるが、発足当初の実情はともあれ、室町時代においては、血縁的・擬制血縁的家族ないし領主的経営の単位としての意味は、ほとんどなくなつているといわねばならない。

しかし名主と小百姓は、単に徴税請負人と納税者の関係に解消しさり、したがつて、「百姓」を名主からは完全に自由な農民とすることは妥当ではない。ここで、名主と百姓の関係について、更に考えておかねばならない。

そこで問題点は、名請人・百姓が、誰によつて規制され、名請によつてどのような権利・義務をもち、また名請地保有の性格は何か、ということであろう。ここでは、しかし現実の経営形態には十分言及する余裕を得ないので別の機会に譲ることとし、名主と名請人百姓の関係にしぼつて、若干の考察を加えたい。



その場合、まず直面するのは、名主——百姓の關係を示す史料は甚だ乏しいということである。前掲B・Cはその作製の背景を明らかにしないが、Aは、年貢・公事の未進による点札といういわば偶然的契機によつて作製されたものにはかならず、他に同種の史料は、管見の限り皆無に等しい。それは決して史料残存の偶然的結果によるのでないことは、例えば神殿莊の算田帳によつても首肯される。ここでは次の形式で記されている。

神殿庄田数 康正貳年算田帳

名田分

一丁 長井ノ与四郎	一町 越田尻ノ西道
一丁 同 円仏	一丁 長井ノ彦太郎
一丁 ナラ寺林ノ三郎二郎	八反半 サコノ五郎
九反 長井三郎	八反 十乗房
九反 長井ナラ松	四反 越田尻ノ道場跡
已上八丁八反半	

間田 奈良百姓分（摘記）

河ヨリ北  
二反 千松丸御給 一反御法師 鶴ニ百姓アリ

以上八丁三反半

間田 長井百姓分

一反島彦太郎 二反島 同  
二町大佃 内二反御給歌 一反 孫太郎  
一反与二郎 （下略）

右の算田帳は、別に存在する坪付帳<sup>⑧</sup>ともほとんど符合するが、間田が比較的細分されて算田されているのに対して、名田は全く名単位に検注されているにとどまっている。もつとも神殿莊の間田は、元來極めて細分されて諸給分とされ、乃至「方々知行」となつていたのであるが、しかし右にみるように、給主を冠さない間田が存在すること、「奈良百姓」「長井百姓」と注記すること等は、この算田帳において、名田と間田とに、検注態度の差異の存したことを想定させる<sup>⑨</sup>。すなわち、間田は後にも述べるようにその百姓がより直接領主に把握される傾向を有するのに対して、名田の場合は、領主は名主を把握するにとどまり、その下の百姓に及ばないことを、端的に示しているのである。

もとより名が収納の単位である以上、莊園領主の支配が名主支配にとどまることは、あるいは当然であろうが、そのことは同時に、名主の性格のより本質的な内容をも示している。ここで、さきにあげた出雲莊辰巳名の、森本清且

請文を再び想起したい。ここでの問題は、かの請文に「地作一円拝領仕」と記されていることである。「地作」とは、いうまでもなく「地主職」「作(主)職」のことであり、右請文によれば名主職に補任されることによつて、名田に対してその双方を併せもつわけである。より具体的にいえば、地主職・作職としての得分と、百姓を補任する権限、つまり下地に対する包括的な経営権を保有するわけである。

地作職としての得分については、同じく出雲荘において、  
已上十三名ノ分ハ地作一円ナリ。一反別ニ八斗ツツハ公方年貢、  
此外ノ得分ハ名主ノナリ。

と明白に示されている。すなわち、莊園領主に対する年貢さえ完済すれば、他の得分は、すべて名主の得分となる、というのである。その得分は、数量的に如何程であつたかは残念ながら明徴を得ないが、それはしかし、貢租以外はすべて名主の得分とする莊園領主の立場からすれば、莊園史料には、そうした史料はのこらないのは当然とせねばならない。

では、かかる得分を実現する前提として、百姓に対する規制はいかなるものであろうか。この点についても、適確

な史料をもたないが、間田・給田の経営形態については、ある程度明らかにすることができるので、その考察を通じて名主のそれを推測することとしたい。

さて給田は、勝手な買売・質入などの自尊を許されず、「直務」すべきものであることは先述の通りであるが、その下地は、例えば次のようになつてゐる。<sup>⑧</sup>

順堯法師給分横田庄間田六反注進之。

一反五斗五升代 百姓エンタウ

一反六斗代 百姓セ井太郎

三反六斗代 百姓鳥飼次郎跡

一反六斗代

同公事物事 請祈反別六升 二月沙汰之。

瓜新足反別四十文 六月沙汰之。

歳末新足反別廿五文 十二月沙汰之。

右は、先にもあげた下北面一藤順堯が給田を没収されたさい百姓から徴した「指出」である。ここに明らかかなように下地はそれぞれ「百姓」にあてがわれていたのである。

こうした百姓と給主との関係について、雑多な史料ながら次のような例証をあげることができる。

(1) 小吉田庄百姓等先日言上。今度大水ニ当庄損了。可被立見使云々。自当庄御米等如形も不致其沙汰、大略立野御給分也。可申子細有之者、可申立野方也。更以此方ニ不可申入事也。如形公事物等事ハ、是又更以不可依水損事也。可有御免様無之旨仰了。<sup>(9)</sup>

(2) 横田庄之内徳方法師給田斗代事、百姓与徳方令相論之。仍百姓事可改旨申入之処、上乘院法師此間色々取次、欺申入子細在之。肝要斗代事ハ如昔古可為六斗代云々。<sup>(10)</sup>

(3) 河合庄大乘院三昧供田一丁年貢事、免引物反錢以下一切無之地也。然而百姓等反錢以下事任雅意申入之間、先日仰付十市方之処、召百姓嚴密ニ加下知間、一丁分作敷以下マテ悉皆去出申之由、百姓申入上者、為供衆新百姓事可被仰付敷、又為門跡可被仰付敷、可為御計者也。於当毛者、早々自供衆被下人、可被取云々。十市成敗之様近比神妙也。<sup>(11)</sup>

(4) 院入庄間田十三重領之内三反百姓等及與儀子細在之間、立神木了……<sup>(12)</sup>

(5) 順堯法師給田高田庄之間一反之年貢、去年分令無沙汰之間点札処、号作主、自西院親明房律師方、令犯用神木、致耕作了……<sup>(13)</sup>

さて、間田』給分田の知行者は、損免や斗代について、

これを自由に裁量し得たことは、(1)(2)の史料が示している。小吉田荘が、大略立野給分というのは、「三家院家抄」によれば、十町一反大のうち四町五反が、立野給分となつてゐるのに該当しよう。但し、小吉田荘には、毎月一斗二升計一石二斗の御菜米、五三二文の御炭代、六四〇文の御薪代、四〇〇文の風呂銭等計一四件の公事が存在し、それらは立野給分田にも課せられていたことが(1)から判明し、従つて「給分」の内容は、年貢だけであつたことがわかり、給主は、年貢の実現をめざして、下地の利益を行なうわけである。その場合、百姓の進止権を有することは、(2)(3)が明らかに示している。(2)は増斗代を承伏しない百姓を改易しようとした場合であり、(3)は逆に嚴密な下知に抗して、百姓側から辞退してしまつた場合である。かかる百姓と給主との間は、通常の請作関係として、結ばれていたと思われる。請文の例としては、たとえば神殿荘勾当田一丁中二反について、沙汰人与次郎の請文をあげよう。<sup>(14)</sup>

請申神殿庄勾当御百姓事。被仰付候。畏入存候。於年貢米者、如此間可致其沙汰候。万一雖為一粒令無沙汰者、可被召放候。其時更以不可申入一言子細候。仍請人十乘房立之申入候者也。

為後日請狀如件。

長祿四年五月十二日

与次判

請人十乘判

与次郎は沙汰人でありながら、何故に請人をたてねばならなかつたかは明らかでないが、かかる請作關係が一般であろう。従つて年貢未進の場合、乃至百姓側の都合によつても、請作は解除され、その場合、現実には不作となる場合も存するが、(3)のように、給人側から人を下して、直接下地の経営にあたる場合も存するわけである。そうした百姓に對する進止は、「雖為作主、地主方年貢無沙汰上者、不可及子細事也」<sup>(3)</sup>。「雖有作主田地、致年貢無沙汰者、作職事ハ地主計也」<sup>(4)</sup>といわれるように、大和地方にあつては地主職・作職あるいは地作職に本来具有するものと考えられる。給田の場合も、その知行は、「地作一円」であるとされ、<sup>(5)</sup>従つてその限り給主としては、下地の作人に對し強い規制を有しうるのであるが、しかし、給主の背後には寺家権力の存することは(4)によつて示される。というよりも、寺家の構成員であり、あるいは被官(衆徒・國民等)であることが、給田受給の前提であり、その権力の庇護のもとに、知

行地の経営にあたるものが本来の姿であろう。これに對し、いわゆる職の分化により、「作職」「作主」が成立し、給主の権限を、更には「神木」に象徴される寺家権力をすら犯すに至る(5)のような事実が発生する。こうした給主の、あるいは名主の権限を無視した「作主」の成立は、他にも多くの例が見られるところであり、たとえば前掲した神殿莊大佃二丁について、次の場合がある。

神殿庄之内大佃二丁之内、長井住人出作百姓等年貢無沙汰之間  
点札。可令入余百姓之処、長井罷出、此下地作職之間可知行之  
由申云々。以外次第也。於神殿者、地作一円重職御領也。仍作  
主不可有之。其段事旧了。假令雖有作職事候、領主年貢無沙汰  
間者、於地者可落地主方条掟法也。<sup>(6)</sup>

神殿莊大佃二丁の性格は不明に属するが、寺家より直接百姓を補任して、経営に當つていた。ところが衆徒長井氏が、作主職の買得を主張して、自ら知行、すなわち百姓を入れようとしていたのである。長井の主張は、地主権ではなく、従つて大佃の領有そのものの否定ではなく、単に被官の百姓を耕作者として入れ、自ら中間得分者とならうとするにすぎない。そのために、ここに新たに「作主」権の存在を

主張するのであり、これに対し寺家は、重職御領には、作主はあるべきではない、たとい作主があつたところで、領主年貢を無沙汰した場合は、下地は地主方の進止にまかすべきだとするのである。この争論は、結局長井の作主権は

否定され、古市澄胤のはからいにより辰市西の被官人を百姓に入れることで落着しているが、右の経過は、莊園内部に本来そうした職は未分化であつた状態から、「作主職」<sup>⑩</sup> 中間得分者が成長し来る事情を端的に示している。もとよりそれはいわゆる職の分化の通常の形態であるにすぎないが、給分の内容が、具体的には「地作一円」と規定されるのは、本来そうした職が未分化の状態に於て有した、包括的な下地経営の権限を、「作主不可有之」とする寺家の立場がいみじくも示すように、職の分化に対応していわば翻訳したものであると考えられるのである。<sup>⑪</sup>

以上、各所寄集めの断片史料からの類推ではあつたが、給分田の経営状況について概観した。すなわち、給主は年貢得分を実現するため寺家の権威を背景としつつ請作による下地の経営に当り、その権限は、一方では「地作一円」と表現されている。給主と請作者の間には、単に「請作」

という経済関係以外に、何らの血縁的或いは主従関係は存しないが、「地作一円」によるその下地経営は、それ自体一個の経営関係と考えられるのである。<sup>⑫</sup>

給分田と名とは、一方はその貢租分を自らの所得分とし、一方は貢租負担の義務を有し、貢租を超越する部分に關してのみ自らの得分となる点で、質的に大きな距たりがあるようである。しかし、「名」そのものが、一方では「給分」として下給されることもあるように、ともに寺家より補任されるものであり、かつともに下地に關する権限が「地作一円」と表現されるのであつて、下地に對する關係からすれば、本質的違いはないと考えられる。<sup>⑬</sup> 従つて名主の、その下地・百姓に對する規制は、右の給分田の場合をそのままあてはめても、大過はないであらう。つまり名主は、その下地は、自ら百姓を進止して、その経営にあたり、名主としての得分は、そうした經濟制度の上に實現されるものであつたと考えられる。任料を出して補任を要求する名主の権限は、まさしくかかる実態であつたと思われるわけである。<sup>⑭</sup>

もとより、すべての「名」がかかる形で室町中期に至つてなお現実に經營維持されていたとすることは、あまりに

無神経な解釈であることはいうまでもない。そのためには、以上のような断片史料の寄集めではなく、より基礎的史料から論証されなければならないし、何よりも請作する百姓自体の経営を考察する必要がある。一方、名のうちでも、その百姓に対して名主の規制が及ばない例も、指摘しなければならぬ。たとえば、前掲した大宅寺荘末吉名は、古市乳母、及び尊藤の百姓が名主山村東の存在にもかかわらず寺家より仰付けられているし、<sup>⑤</sup>狭竹莊源三郎名一丁三反

のうち一反は、「雖為源三郎之名、衛門太郎作之」り、年貢未進により源三郎が追放された後も、百姓を維持しようとしている<sup>⑥</sup>。このように、名の実体は各莊園の各名について、かなり偏差があるものとしなければならない。にもかかわらず、名主職の下地に対する内容が、「地作一円」と称される事実<sup>⑦</sup>、そしてそれは、下地の経営に対する、極めて包括的な権限を意味している事実<sup>⑧</sup>にここでは注目したいと思う。名の現実の経営関係はともあれ、名主をして、下地の「地作一円」を「拝領」せしめること、そこに莊園領主の意図があつたと考えられる。その場合の「作」も、先述のように職の分化の広汎な進行に対する、莊園領主の立場

よりする否定的な形での対応であつた。<sup>⑨</sup>「地作一円」とは、すでに多くの論者によつて定義されている本来的に「名」の有する広汎なまた包括的な権限を、職の分化の進行の中で表現したものにすぎない。つまり、莊園領主は在地構造の変化に即応した支配制度を樹立することなく、専らそれを否定する形で、本来的な「名主」を維持しようとしていたのである。

そうした関係は「名」が究極のところ単なる収納の単位として、あたかもそれ自体一個の莊園として、出現することからも首肯されよう。例えば出雲莊では、文明十六年を堺として、算用状の形式に顕著な変化が出現する。すなわち従来の一莊単位の算用から、次のような名別の算用に変化する。

出雲庄百二十石御米之内十三名支配事

森屋筒井名三名御米卅四石在之。此内引物等在之。相残御米定

廿五石九斗九升三合之由申入之。此内又支配

十三石 森屋給 五石 对馬公 八斗 南院方

御供米 会米 反錢一貫五百ノ代米 西大寺米

今奥中務給之云、  
森本名一名九斗二升

今鳥原給之云々

田原本南名一名 近来押而三石五斗沙汰之内

二石竹内莞善 一石五斗御薪方（下略）

この結果、損免もまた名別に行なわれているが、かかる名別算用の例は、より典型的には一乘院領田村莊の場合や大乘院領楠本莊の場合に現れている。<sup>⑩</sup>

こうして名の本来的な体制の維持は、莊園領主が在地の構造変化に対応を示すことなく、旧慣を墨守した結果であるといわなければならないであろう。

そうした体制の維持はもとより生半可な権力のなしうるところではなく、藤原氏の氏寺から出発し、大和国司・守護をかね、在地領主はいち早く衆徒・国民に組織するといふ、興福寺のもつ経済的・経済外的強制が、それを可能とした。そして莊園に関しては、一貫して本来の体制の維持がはかられた。室町中期の大乗院門跡尊は、その生涯をあげて迫りくる下剋上の風潮に対し、身をもつて寺院諸制度の本来的体制の維持に奔命した人物であることは、ここに揚言するまでもないのであるが、彼の書き残した「大乗院寺社雜事記」一八一巻をはじめ、内閣文庫・成實堂文庫

・大乘院記録等へのこされる長大な記録類が、何よりも雄弁に莊園領主の意図を物語っている。「寺社雜事記」一八一巻が、時勢との闘いの記録であるとするなら、「三箇院家抄」は寺領研究の成果であるが、そこでは「延喜式」「進官帳」をはじめとした鎌倉以来の各種の記録が抄録されている。とはいえ莊別に整理された記録は精粗さまざまであるが、それら記録は、単に寺領の歴史として必要だつたのではなくて、常に現在を規制し、現在における支配の原型として、参照されるべきものであつた。それは単に莊園支配の細部に関するのみではない。莊園の下地はもとより、水のシタタリにいたるまでこれ領主の所有といふかの莊園支配の原則が、そこには依然存続するといえる。三箇院家に属する莊園記録を書きあげてのちに、いみじくもいふ。

以上六十三ヶ庄園者、為三ヶ院家等御領、大乘院家自專地也、  
仍或直務、或宛行人給之衆、明鏡者也。（中略）更以不可有他  
違乱者也。

と。

だが、こうした雄々しい領主の決意を、決して額面通りに受けとり得ないことこそが、本稿の課題の中心であり、

三、四節を通じて示してきたつもりである。すなわち、荘園領主の意図はともあれ、興福寺領荘園は、一円所領から最大限の貢租を実現する体勢ではなく、伝統的な一定地積から、固定化された一定貢租のみ実現する体制であつたにすぎない。本来の体勢の維持とは、現実の在地構造への有機的対応を欠いた、極めて固定化された形での持続であつたにすぎない。そして現実の在地構造がどのように変動しようとも、名田・間田の配分から貢租の額にいたるまで、すべてが固定されてあるいは形式的に持続されていたのである。「三箇院家抄」の記載形式は、こうした結論の妥当なことを、示しているように思われる。ここでは、たとえば次のように記されている。

「三十」  
長屋庄  
「南円堂」

明徳三年注進云 経方納所  
御米五十六石之内 九石損免 二石一斗御所反錢 四石二斗寺反米

以上  
六百文正願院 八月 舍利講頭以経方米之内日納所進之  
十七町七反十五歩  
以上

名田八町四反 此内

六反 沙汰人給田 此外沙汰人へ負田之内二反

二反フレナカシ 合一丁云々

七町八反 分米五十二石 此内

三十四石六斗六升六合 南円堂大般若供新 三分二方

十七石三斗三升三合 給主方 三分一方

間田三町田 分米 十四石七斗給主 六斗代 七反 五斗代 二丁五反 四斗代 二丁五反 定

間田損免等へ以名田免田分濟給之。

浮免田三丁五反 七石二斗給主

負田九反半 分米二石八斗給主

四町負所米十石六斗二升 反別二斗九升五合 安位寺殿御知行

五斗五合 興行田給主分

(中略)

諸公事 十三名沙汰

正月七日 若菜ノホテ 一手八七 一手八六

二月夫錢 三貫九百文 名別三百文宛 於夫錢者沙汰人名モ出之。

五月五日粽十連 名別一連 三連へ定使得分

(下略)

すなわち、(1)まず面積を記し、(2)次に名田・諸給田・間田等の構成種別に面積・給人名・分米高等を記し、(3)さらに分米の配分、(4)公事の数量・その配分、等が記されている。そして古記録のある場合はたんねんに集成され、照合されている。尋尊が、そして荘園領主興福寺が維持しよう



としたのは、一定地域の領有そのものではなくて、このように記される莊園の地積であり、年貢であり、公事であり、そしてそれ以外の何物でもなかつた。それはもちろん、莊園領主の強力な権力なしにはあり得ないにせよ、その支配の性格は、こうして、在地——人と土地——に密着したものととしては存在していないのである。

ところでこうした体制は、従つて、前述した上総莊をめぐる大乘院・一乗院家の争いが越智氏の仲介で解決していることが象徴するように、在地領主・衆徒・国民の権力構造によつてかろうじて支えられていたといわねばならない。その場合、本来の体制の固定的な維持の結果、その支配が、現実の莊地構造と遊離すればするだけ、両者のいわば共存が、可能になるといえよう。そして在地領主が興福寺の権力の庇護をさほど必要としなくなつたとき、具体的には河内正覚寺における將軍弑殺と、つづく細川被官の大和入部による戦乱とともに、興福寺領莊園の本来の体制は、急速に解体してゆく。楊本莊の明応七年(一四九八)の次の事件は、この間の経緯を象徴する。

楊本莊事、自給主申上子細ハ、楊本自鳥居南分ハ名田・間田悉

以八田ニ自十市給之。奈良成一切不可有之。自鳥居北分八十市知行也。田地大小ニ十方へ切給、山城以下着令内檢可知行。名田・間田於于今ハ不可相残。<sup>④</sup>

だが大和の戦国争乱は、結局在地領主の合従連衡のあけくれにすぎなかつた。そこでは、筒井順慶すらが官符衆徒に補任されることを求めているように、興福寺権力を最終的に克服することはできなかつた。そうした中で、本名体制の崩壊後も、莊園支配は細々ながら持続されてゆく。最後に、節をあらためて、本来の体制崩壊後の支配制度について、簡単な展望を行なつておきたい。

① 永享七年、天理圖書館保井文庫蔵。

② 文明三・九・廿条。これに先立つ奉書は同十条にある。なおこの請文は、案文を寺家から示されたものであり、名主に対する莊園領主の要求を、端的に示していると思われる。このほか出雲莊では、寛正三年田原本春覚が松田名及び三嶋給(間田)を請負つた時の例がある(寛正三・九・十三条)。

③ 「三家院家抄」及び「出雲庄十三名請新事」(内閣文庫蔵)。任料の例としては、他に神殿莊の五石宛(明応元・十・十二条)前掲佐保田莊の一石(同引付)等をあげることができ、譜料には、横田本莊の名田十八丁二反百七十四歩に対する十五石九斗四升八合九勺、新木莊の名別約七斗、高田莊の名別一石五斗(三箇

院家抄)等をあげることが出来る。横田荘では請料は畠・浮免田・預所田に等しくみられ、佐保田荘では、預所田の請作百姓にもみられ、実際には増斗代となるが、横田荘預所田で「当時へ六斗六升代云々。此内六升へ請新也。斗代外也」とされるように、斗代とは区別されている。名の場合も実際は増斗代として徴されながら、公田年貢ではなく、給主・預所等の得分となつたのであろう。

④ 「三家院家抄」及び永正三・七・十条。

⑤ 「大乘院記録」(京大藏影写本)所収尋尊の「一切満足帳」によれば、各種の任料の到来が知られる。

⑥ 文正三・九・十二条。 ⑦ 康正三・八・廿四条。

⑧ 寛正三・九・十条。

⑨ 京大藏影写本「一乘院記録」所収「田村庄名田之日記」。なお田村荘は完全均等名荘園である。

⑩ 内閣文庫蔵「菅井荘田畠惣都合」。

⑪ 渡辺氏も、同一史料から集計されているが(前掲書一九八頁)筆者の集計とは一致せず、総面積で二四四歩筆者の方が多い。記載中見解の分れるところがあり、かかる集計の常として計算者により集計が異なるが、今は筆者の集計のみを掲げる。なお菅井荘については、この史料以外に全荘の構成を示す史料は

なく、果して全名田であるや否やは明らかではない。

⑫ 文明四・五・十八条。

⑬ 渡辺氏は、均等名の経営内容については、「家族労働力に依ずる適性規模」との見解を表明しておられるもの(岡氏前掲

書四〇二頁)、積極的論証はない。一方高尾一彦氏稿「鎌倉時代の農業経営について」(『中世社会の基本構造』所収)は、その前半において一乘院領池田荘の場合を追究され、均等名の経営形態を追究された貴重な業績である。そこで高尾氏は、「家長の統率下にある家族共同体」による経営を指摘されるのであるが、しかし荘田面積を名数で除する、という方法論の安易さが克服されておらず、十分説得的でないように思われる。

⑭ ともに内閣文庫所蔵。

⑮ 佐保田庄引付にあつても、名は、

北法遠院元源七郎名  
一 西阿弥名 六石五斗四合八勺二才田数卷町参反所役一丁名云々

字ミノウ  
二段 二石請料二斗 北法遠院  
歳末或百文 百姓西阿弥

のように、一筆毎に百姓名を附して、記されている(ただし西阿弥は名主であると同時に、間田の百姓である)。

⑯ 作職も、職である以上あくまで一つの権利なのであつて、耕作の事実とは何のかかわりもないことは、のちにも例示する通りである。しかし「作職」の語には、以上の認識に立ちながらも通常より耕作事実に着目した言葉として使用されるムードがあるので、以下本稿で作職という場合、常に作(主)職と「主」を補つた言葉として、使用したい。序でに「百姓」について言えば、註⑮にも例示されるように「請料」がえられるなど、これまた一つの職と言つてよい。従つて直接に耕作に従事したとは考えられない場合も存する。たとえば、応仁二年の門跡反鏡に対し、六方集会で反対を決議させた張本の「源舜房へ上総庄

百姓也。宗観房若観・越田尻百姓也」というがごときである（応仁二・十・十九条）。

①⑦ 「出雲庄土帳」。

①⑧ 長祿四・七・廿一条。なお、これに関連する史料に、「大乗院記録」中に「順堯法師給分公納帳」がある。

①⑨ 文明二・六・十五条。

②① 文明六・十・廿四条。

②② 寛正三・六・二条。

②③ 応仁三・四・十条。

②④ 「神殿庄算田帳」。

②⑤ 文明九・六・十一条。

②⑥ 文明十・五・六条。

②⑦ 但し、右の神殿庄大佃の場合に、「仮令雖有作職事候、領主

年貢無沙汰問者云々」とあることから、年貢完納の場合には、

作主職を承認する論理は存する筈であり、特に名田の場合には、

下地については、寺家は関知しない筈である。事実そうした例

もみられる（「三家院家抄」新木庄条、応仁元・五・廿九条神

殿荘塗師給田の場合、等）。従つて、重職御領には「作主不可

有」とは、実際問題として領主年貢が無沙汰される場合に、初

めて問題となつたかと思われる。しかしその場合に、かかる論

理で荘園領主がいわば開きなおつた態度を示すことに、ここで

は注意したいのである。

②⑧ 「多聞院日記」には、戦国時代を通じて、直接人を下して年

々毛見を行なつて直接収納に當つていた様を示され、その経営

は注目すべきものを含んでいる。

③③ 反銭等の場合は、給分田は給主として徴収せねばならなかつた（文明二・十・十条等）。こうなれば、ともに負担義務を有し、問田と名田の区別は一層接近する。

③④ 従つて、筆者の「名主」に対する見解は、名主に対する諸種の見解のうち清水三男氏を代表とする（『日本中世の村落』名

主）地主説に近く、興福寺領の場合、清水氏のいわゆる二次的

三次的転化をみることなく、荘園領主によつて一次的名が維持

されているとみるのである。が今は詳論する余裕を得ないので、

後日を期したい。

③⑤ 文明四・五・十九、同六・十二条。③⑥ 長祿四・五・十六条。

③⑦ 註③に記したように、寺家の一方の論理からすれば、「名田」

はすべて「地作一円」である必要はない。また「地作一円」と称

する名がどの範囲にわたるかも確認し得ていない。しかし前述

のように、重職御領には作主あるべからずとする立場が、荘園

領主の本質を示している、と考えるのである。なお「重職御領」

にも広狹二義があるが、右は狹義の十二ヶ所（楊本・神殿・横

田新・若槻・越田尻・勾田・高田・院入・横田本・新木・出

雲・九条・横田・倉）にのみ通ずる、としてもよいのである。

③⑧ 名田に対する「作主」を称する侵略の例としては、出雲荘松

田名の場合がある（寛正五・十二・十九条）。

③⑨ 文明十六・十一・十三条。③⑩ 明応八・十一・七条。

③⑪ 天理図書館保井文庫蔵「田村庄名田数年貢米注文」、成資堂

文庫四八「諸庄算用状引付」。

③⑫ 牧野信之助「尋尊僧正と時勢」（『武家時代社会の研究』所収）。

⑬ 明応七・八・廿三条。  
 ⑭ 「多聞院日記」。

五

戦国時代の荘園支配の具体的内容に関して、幾つかの断片史料をあげることができるが、そこに共通するのは、何れも名別支配とは異なつて、田畠一筆別の支配が見られることである。たとえば、文治以来室町末まで一貫して名体制が存続した出雲荘では、天文十三年の毛見帳によれば、

八ノツホ  
 一反 イ二斗 順二郎  
 井ヶ  
 二反 イ合五斗二升 左衛門太郎  
 カワマツケ  
 一反 イ二斗 衛門太郎

のようになつてゐる。この帳簿の合計は八石九斗七升であつて、且ての名田合計一二〇石に比し極めて一小部分にすぎず、しかもこの帳簿表紙には「藤次郎」の名が附されてゐて、かつての一名であつたと強弁し得ぬこともない。しかしたとえば先にも引例した長屋荘の場合には、「本名田方」の名のもとに、次のように記されている。⑮

本名田方

ヒラク西ヘアレ北ノ一  
 一反 内四反切十八歩荒 スカ 五郎  
 同集ヘアレ北ノ一  
 一反 内四反切荒 ケン五郎  
 ヨナシロ西ヨリ九  
 一反 内六反切荒 清四郎  
 同三  
 一反 内六反切十八歩荒 慶二郎

この面積合計は、六町四反で、且ての十三名合計八町四反にはぼ匹敵する。が、「本名田方」のもとに一括され、田地一筆毎に所在順に順次その年貢負担者を書きあげる形式を有している。また元龜三年の「新木庄名田帳」は、次のような記載形式をもつてゐる。

字ミナミワナタ  
 一反 ミヤウ ソヤウケン  
 一反 ミヤウ ミナミ  
 一反 ミヤウ ムマ  
 一反 ナラーンキ ソウリン  
 三反 ミヤウ ヲホヤケンシ  
 一反 ミヤウ 藤五郎  
 一反 ミヤウ ヘヤ スケ  
 〇一反 ケンシ  
 一反 下ミヤ一シキ 神田  
 已上一町 一反マルナリ  
 七反ミヤウテン

一反ミヤ一シキ  
一反ナラーシキ

この名田帳は、且ての「土帳」というに同じく、坪別の字別に、全田畠を書上げる形式であるが、ミヤウ(名)、ナラーシキ(奈良一職)、ミヤ一シキ(宮一職)、マルナリ(○成?)の種別がみられる。新木荘は且ては九名計一九町九反余であつたが、それらは全体として「名」として記されるのみで、名を単位とする支配は、見られない。ただしここで「名」と注記するのは、もとより意味を有しなかつたわけではない。それは、負担の差異となつて現れている。巻末の集計によれば丸ナリ方廿町九反三反切十八歩は一反ニツキ百卅文ツツ、五升五合ツツ、名田方は十二町三反、一反ニツキ八十五文ツツ、六升七合ツツ、ナラーシキ式町四反二反切は一反ニツキ六十文ツツ、三升八合五勺ツツ、ナラ地耆町三反半は一反ニツキ九十五文ツツ、六升七合ツツ、堂宮地耆町六反は一反ニツキ八十五文ツツ、六升七合ツツ、ミヤウテンナラ作四反半は一反ニツキ五十二文ツツ、三升八合五勺ツツとある。この負担は、如何なる種類の負担であるのか、推測する手懸りはないが、ともかく名田は特有

の負担体系を有しながら、その完全く分解されて、名請されて、名請されていることを示しているのである。

こうした形態は、収納帳の上に反映していることも、当然である。この期の収納帳として完全な形態のものはないが、断片的なそれから言えば、

(A) 横田庄<sup>④</sup>  
十月十一日  
五升 当納  
十月十九日 升十合 当納  
五升

ハイ宿門二郎  
ナカシ  
ハウス

(B) 一、揚本庄八朔用途事<sup>⑤</sup>  
九月六日  
一、三嶋名庄 ヒカイタノ事也  
庄屋上  
八朔用途也  
庄屋上  
一、三嶋名庄 ヒカイタノ事也  
庄屋上

子ノ赤巻ヲ其九月廿八日ニ  
ノ帳ニ付置  
庄屋藤松上  
ハ三斗者

の二形式が見出される。すなわち(A)多数の個人名がみられる場合と、(B)下司・公文・沙汰人等の荘官に代つて、「庄屋」<sup>④</sup>が登場する場合である。かかる収納の方法について、問題はもとより多いが、名体制は、もはや何の片鱗もとどめていないといわねばならない。

ところがかかる田積別の支配は、もちろん突然に出現したものではない。名体制が、なお敷として存在している間

に同時にある程度準備されていたものでもあった。その一つの例は、年貢・公事の田積別賦課である。出雲荘においてすら、年貢米の田積別賦課の動きのあつたことはすでに述べた。公事においては、顯著な例として、横田荘の場合をあげる事ができる。すなわち、「三箇院家抄」によれば、

草代銭 九貫九百八十九文 名田・浮田・預所田廿町八反

瓜代銭 九貫九百四十二文 田島廿四丁八反半廿歩  
除預所方畠分定  
反別四十八文宛同前

歳末銭 六貫二百廿五文 同前反別廿五文宛

合二十六貫五十六文

藁 二百八束 名田・浮田・預所田等廿町八反四十一歩  
反別一束 除給分定

薦 二百八枚 同前 給主御齋反別六文

柴 二百八束 同前 下司請所反別六升畠分一反別四升

以上

とあるが、代銭納化した公事はもちろん、藁・薦・柴の現物公事も、名田・浮田・預所田等の田種をおしなべて反別賦課となつているのである。均等名の支配形式を規制するものは公事の賦課方式にあるとすれば、公事徴収のかかる方式は、名体制が解体してゆく条件をなすものであることはいうまでもあるまい。

一方間田の支配方式は、荘園体制の中においても、作人を検注する方式であることは、すでに述べたところである。戦国期荘園支配の以上の形式は、いわば間田のそれに準じたといえよう。さらに言えば、名体制の崩壊後も、一部間田の支配のみが維持されたといえよう。もちろん、名体制が解体した以上、名・間田の区別は存しないのであるが、荘園支配の系譜からすれば、間田のそれを受けつぐものであつたと考えられる。

以上、田島一筆一筆につき直接名請人・年貢負担者を把握する形で行なわれている荘園支配について概観した。こうした方法は名体制崩壊後の荘園支配の方法であつたと考えられる。名体制が、いわば極限まで維持されて崩壊しつつのち、かかる形式のみが残存することは、この形式のみが、在地構造の進展に適合した支配方式であることを示しているといえよう。しかし本稿において、室町期興福寺領荘園の中心視点を、かかる支配の展開過程に据えるべきであつたであろうか。私はそうは考えない。何故かなれば、かかる支配は、もはや興福寺領荘園の残映であつたにすぎないからである。それを端的に示すのは、天正八年の、明

智光秀・滝川一益対する大乘院領の指出である。ここでは、  
 珠山壹銭や小五月銭など大乘院のすべての得分を含めて、  
 総都合九一九石九斗余にすぎなかつた。<sup>⑦</sup> しかもその中には、  
 例えば楊本莊は伝統的な年貢料に近い百三十五石八斗四升  
 九合六勺が指出されているように、現実の領知分以上に超  
 過して指出されている可能性もあり、九一九石余をすべて  
 現実の領知とすることは出来ない。<sup>⑧</sup> これを、本来的な莊園  
 支配面積である八百七十七町七反余と比較することは無謀  
 であるとしても、極めて小面積にとどまることはいうまで  
 もない。戦国期以降の莊園の現実的な支配は、かくて、極  
 めて極限された形で行なわれているにすぎないのである。  
 しかし一方、翌天正九年の門跡修理反銭の賦課は、これ  
 と全く相対立する形で行なわれている。郡使を指定し、反  
 銭賦課の納所下文を持たせる賦課形式からはじめて、賦課  
 の莊園面積は全く旧来の通りに書上げられている。若干の  
 例について前年の差出とも比較しつつ表示すれば、第一〇  
 表の通りとなる。ここで当然問題となるのは、果してとれ  
 だけの量が徴収され得たかであろう。それはしかし、すで  
 に室町中期において、問題となるべきことであつた。興福

第10表 天正8・9年支配比較

庄名	天正8年指出				天正9年	
	石	斗	升	合	反	課
楊本	135	8	4	9	72	1.半30
羽津里	14	1	0	0	9	2.大
若槻	38	4	4	7	31	6.小
神殿	10	0	0	8	33	0.90
九高	3	0	0	0	13	7.半20
番田	17	4	5	2	30	9.300
条		9	9	0	33	4.0

えられていることである。そこからの現実的な収納は、極  
 めて一小部分であり乍ら、なおかつ伝統的な田積が、配下  
 莊園であり、反銭を賦課し得るものと考えられていること  
 である。この二重性こそが、興福寺領莊園の本質を、極め  
 て象徴的に示すと考えられる。現実に用益し地代を実現す  
 る田積は、室町中期、すでに極限されつつあつた。反銭の  
 徴収すら、大乘院領で五百八十貫余、つまり五百八十町歩  
 程度であつたにすぎない。興福寺の現実の支配を離れた土  
 地は、いうまでもなく前節に示した楊本莊の場合のように、  
 在地領主の所領と化したと考えられる。しかしそのことは、

寺領における反銭の問題は、  
 その支配の本質に迫る問題  
 であり、機会をあらためて  
 考察を加えたいが、ここで  
 問題となるのは、この反銭  
 賦課帳が、よし単に吉書に  
 すぎなかつたとしてもよい。  
 そこに書きあげられた莊園  
 が、知行下のそれとして考

直ちに興福寺による荘園領有の全き否定、荘園制の完全な崩壊とはならなかつた。楊本荘では、前述の動きの後も、例えば永祿四年には公事錢都合十一貫余・山手公事七百文・公事瓜二百そして年貢米一三石余等が収められている。<sup>⑩</sup>あるいはまた、大和の南半は、室町中期以来越智氏の勢力下であり、全き収納がとだえて久しいが、それでも天正初年にいたつてなお細々の年貢が収められている。<sup>⑪</sup>驚くべき荘園制の根強さともいえるが、しかしこれが在地領主に侵略された荘園の現実の姿である。にもかかわらず荘園の領有はこれだけに限定されるのではなくて、本来的な規模そのままが、考えられているのである。そうした、現実性地代を実現していない荘園部分が、果して「領有」の名に値するかいなかは大いに問題の存するところではあるが、とまれ興福寺の荘園領有には、かかる二重構造を有したと考えられるのである。室町期にいたる荘園の本来的体制の持続は、こうした荘園支配の原理から再考さるべきではないで

あろうか。

附記 本稿で使用した史料について、永島福太郎氏、天理図書館平井良朋氏、内閣文庫、東大史料編纂所の皆川完一氏はじめ各位に多大のお世話をいただいた。欄筆にあたり、あつく御礼申しあげる次第である。

- ① 成箕堂文庫一の八六 ② 同一の一三三。
- ③ 同一の一七。原題「新木庄ミヤウテン之事」。なお、原本はかなり錯簡がある。
- ④ 同一ノ八〇「天文十年諸庄取納帳」。
- ⑤ 同一の一八「諸庄納帳」。
- ⑥ 但し、庄屋Ⅱ沙汰人であることは、雑事記の中にも見られる（応仁二・十一・二条）。
- ⑦ 成箕堂文庫一の一四二。
- ⑧ なお、楊本荘の例からすれば、この高は、村高ではなくて年貢高である。
- ⑨ 寛正三・九・廿二条。
- ⑩ 成箕堂文庫一ノ一一〇「楊本庄日記」。
- ⑪ 同一ノ一二七「越智郷・橋原郷年貢取納帳」。



Manor of the *Kôfukuji* 興福寺 Temple in  
the *Muromachi* 室町 Era

by  
Isao Atsuta

In spite of its fundamental land system in medieval Japan, the manorial system or the *Shôen* 莊園, as a land system, seems to be unexpectedly neglected among our scholars; and there is the influential theory that in the *Muromachi* 室町 era it was no longer of any importance in the social framework.

It is true that the *Muromachi* 室町 era is the period of its collapse or dissolution, but even the reality of manors seems to be neglected and then understanding of the social structure is in the danger of inadequacy. Then, as the manorial system has its differentiation in the ruling system by each lord, it is useful to study each case of individual lord.

This article, on such reflection, tries to study the *Kôfukuji's* 興福寺 manor in the *Muromachi* era in its ruling system, to explain that its speciality which was represented by the so-called *Kintô-myô* 均等名 was still stubbornly supported in spite of the change in local landholding structure.

Documents of the *Han* Dynasty on Wooden  
Slips from Edsin-Gol Region  
especially Ulan-Durbeljin

by  
Shikazô Mori

The wooden slips, from the *Han* forts in the region of the Edsin-gol River, in the north-western frontier of China, were interpreted by Mr. *Lao-kan* 勞翰 and was reported on excavating information by Mr. F. Bergman and Mr. B. Sommerström. Origin of each slip over ten thousand pieces has fully been unknown. '*Chü-yen-Han-chien*,